

# アスベスト(石綿)とは？

肺がんや中皮種を引き起こすといわれるアスベストの危険性が指摘されています。アスベストに関する基礎知識を皆さんに紹介します。

アスベスト(石綿)はその特性から大きく分けて2種類に分けられます

## 飛散性アスベスト

軽く接触したり、気流があつたりするだけで、含まれているアスベストが空気中に飛散するおそれのあるもので、感覚的には手で容易にもみほぐすことができます。

【使用例】耐火用被覆材として柱・梁に、吸音・断熱材として機械室の天井や壁に吹付け材等として使用されています。(吹付けアスベスト)

## 非飛散性アスベスト

セメント等の原料にアスベストを補強繊維として混合し、

## 飛散性アスベスト



耐火用被覆材として梁に吹付け



吸音・断熱材として天井に吹付け

## 非飛散性アスベスト



屋根用スレート(波板)



床用タイル(Pタイル)

形成されたものです。通常、他の原料と混合し固められているため、空气中に飛散するおそれはありませんが、破壊、切断すると製品中に含まれるアスベストが飛散するおそれがあります。

【製品例】住宅屋根・外壁・内壁用スレート、サイディング(波板・ボード・タイル)

左記の写真参照

## アスベストの健康被害の危険性について

現在、アスベストによる健康被害がテレビや新聞で報道されていますが、その危険性があるものは「飛散性アスベスト」です。大気中に飛散し

たアスベストを吸い込むことにより、悪性中皮種等の肺の病気を引き起こすおそれがあります。

現在、市内にはアスベスト製品の製造工場はなく、アスベストが飛散する可能性が考えられるのは、吹付けアスベスト等がそのまま放置されること、およびアスベスト等を含む有する建築物・構造物の解体・改修工事です。

このような工事を行う場合には、事前の届出(現場立会い検査有り)、作業中にアスベストが大気中に飛散しないような措置(作業現場の隔離、除じん装置による粉じんの回収、薬物散布・散水等による

湿潤化等)を行うこと、作業従事者が作業中にアスベストを吸い込まないように保護服等を着用すること、解体・改修工事に伴い発生したアスベストを含んだ廃棄物の処分方法等が法律、条例により定められ、違反した場合には罰則も設けられています。

また、兵庫県では吹付けアスベスト等を含む建築物・構造物の解体・改修工事を行う際は、周辺住民に対して工事が適切に行われていることを明らかにするため、工事現場に標識を掲示する義務を新たに制定しています。(平成17年10月1日施行)

## 住宅に使用されているアスベスト含有建材について

アスベストは熱、摩擦、酸やアルカリに強く、安価であつたため、さまざまな製品に使用されてきました。特に大気中に飛散するおそれのある吹付けアスベスト等は、昭和30年ごろから昭和55年ごろまでに建築された構造物に多く使用された経緯があります。昭和55年からアスベストの

吹付けは法律により禁止されていますが、吹付けアスベスト等が使用されているかどうかは、建築物の設計図書から使用した製品(建材)を調べる、目視により確認する、専門業者に分析を依頼する等の方法で判断できます。

吹付けアスベスト等が使用されていることが確認された場合には除去、封じ込め等の措置の検討が望まれます。

また、他の原料と混合し形成されたアスベストを含む屋根・壁材(波板、ボード、タイル)等は、通常、アスベストが飛散するおそれはありませんが、破壊、切断すると飛散するおそれがあるため、そのような建材が使用された建築物を解体・改修する際には手作業にて行うことが国、県から指導されています。

その他、アスベスト等を含む有する建築物・構造物の解体・改修を行っている建設業者を対象にした説明会や研修が行われており、住民のアスベスト不安解消のためさまざまな施策が推進されています。

問合せ 生活環境課環境衛生係